

現代日本語行為要求表現の分類の検討

金, 玉英 / KIN, Gyokuei

(出版者 / Publisher)

法政大学国際文化学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

異文化. 論文編 / 異文化. 論文編

(巻 / Volume)

17

(開始ページ / Start Page)

183

(終了ページ / End Page)

204

(発行年 / Year)

2016-04-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013323>

〔論文〕

現代日本語行為要求表現の分類の検討

金 玉英

KIN Gyokuei

1 はじめに

本稿では、現代日本語の行為要求表現¹⁾について、「話し手の、聞き手意志に対する配慮」「共同意志形成」などの概念を取り込んだ新しい枠組みを提示するための一助として、行為要求表現に関する先行研究を概観し、その問題点を明らかにする。

行為要求表現の分類と枠組みに関する先行研究は、大まかに言えば「多義的分类」「一義的分类」「段階的分类」の3つに分けることができる。但し、これら全ての議論のいずれにおいても、「行為者」「決定権者」「受益者」という3つの要素が基本となっている。以下、順に先行研究の議論を概観し、その問題点を検討する。

2 行為要求表現の分類

2.1 多義的分类

「多義的」とは、機能的に異なる行為要求表現が同一の規定で捉えられたり、同一の行為要求表現が異なる型に分類されたりすることを指す²⁾。「多義的分类」を行っているものに、坂本ほか1994、蒲谷ほか2009などがある。

坂本ほか1994では、日本語教育における表現指導の立場から、“行動展開表現”を“忠告・助言”“勧誘”“依頼”“指示・命令”“許可与え”“申し出”“許可求め”“確認”“宣言”などの9種に分類しているが、分類基準として“行動”“決定権”“利益”という3つの要素を挙げて

いる。

(1) 坂本ほか 1994 における分類基準

- A 「行動」(だれが行動するのか)
 - B 「決定権」(だれがその行動の決定権を持っているのか)
 - C 「利益」(その行動の結果、だれが利益・恩恵を受けるのか)
- (坂本ほか 1994 : 49-50)

そして、その要素の組み合わせの観点から、各機能の基本的な性質について下記【表 1】のようにまとめている³⁾。

【表 1】 坂本ほか 1994

		行 動	決定権	利益
①	忠告・助言	聞き手	聞き手	聞き手
②	勸 誘	共 同／聞き手	聞き手	共 同／聞き手／話し手
③	依 頼	聞き手	聞き手	話し手
④	指示・命令	聞き手	話し手	話し手／聞き手／なし
⑤	許可与え	聞き手	話し手	聞き手
⑥	申 し 出	話し手	聞き手	聞き手
⑦	許可求め	話し手	聞き手	話し手
⑧	確 認	話し手	聞き手	話し手／聞き手／なし
⑨	宣 言	話し手／共 同	話し手	話し手／聞き手／なし

(p.50 修正引用)

坂本ほか 1994 のいう“行動展開表現”は、「聞き手行為」のみならず「話し手行為」も含まれるため、本稿でいう行為要求表現より範囲が広い。上記【表 1】の規定に基づくと、9種の機能のうち、“行動”に「聞き手」が含まれる“①忠告・助言”“②勧誘”“③依頼”“④指示・命令”“⑤許可与え”と“⑨宣言”の一部(“行動”が“共同”の場合)が行為要求表現になる。“⑥申し出”“⑦許可求め”“⑧確認”および“⑨

宣言”における“行動”が“話し手”の場合は、“話し手のみ”の“行動”であるため、行為要求表現には含まれない。

蒲谷ほか 2009 も、坂本ほか 1994 と全く同様の観点から分類と枠組みを示しているが、代表的な機能として 10 種を挙げており、蒲谷ほか 2009 の“②勧誘”と“⑩宣言”において少し違いがある。以下、蒲谷ほか 2009 の規定を【表 2】に示す。灰色に塗り潰されている部分が【表 1】の規定と異なる部分であり、それ以外は【表 1】と同様である。

【表 2】 蒲谷ほか 2009

		行 動	決定権	利益
①	忠告・助言	聞き手	聞き手	聞き手
②	誘 い	共 同	聞き手	共 同
③	勧 め	聞き手	聞き手	聞き手
④	依 頼	聞き手	聞き手	話し手
⑤	指示・命令	聞き手	話し手	話し手／聞き手／なし
⑥	許可与え	聞き手	話し手	聞き手
⑦	申し出	話し手	聞き手	聞き手
⑧	許可求め	話し手	聞き手	話し手
⑨	確 認	話し手	聞き手	話し手／聞き手／なし
⑩	宣 言	話し手	話し手	話し手

(p.97 修正引用)

【表 2】から分かるように、蒲谷ほか 2009 では“勧誘”という用語を避け、“②誘い”と“③勧め”を挙げており、“⑩宣言”については“行動”“決定権”“利益”が全て“話し手”であると規定している。そのため、蒲谷ほか 2009 における“宣言”は、坂本ほか 1994 と異なり、本稿の行為要求表現に含まれない。

2.2 一義的分類

2.1 節では、「多義的分類」を行っている先行研究について概観した。

2.2 節では「一義的分類」に関する先行研究の議論をまとめる。「一義的」とは、「多義的」と対照的な概念で、1つの機能カテゴリーが相互排他的に捉えられるものを指す。

「一義的分類」を示している先行研究には、柏崎 1993、姫野 1997・2009、日本語記述文法研究会 2003、王 2005 などがある⁴。

2.2.1 柏崎 1993

柏崎 1993 では、“行為指示型表現”の基本的な機能は“命令機能”“依頼機能”“勧め機能”の3つであると述べ、“負担利益”と“選択性”という2つの基準から各機能の定義を図っている。“依頼機能”から“懇願機能”が、“勧め機能”から“激励機能”が派生してくると論じているが、派生機能は基本機能に含まれる（姫野 1997）と考え、本稿では基本機能のみを捉える。それぞれの機能の定義に従い、表にまとめると【表3】のようになる。

【表3】 柏崎 1993

	選択性・随意性	利益・恩恵賦与	負担
命 令	かなり小さい／ほとんどない	話し手	聞き手
		聞き手	話し手／なし
依 頼	(多かれ少なかれ) ある	話し手／他者	聞き手
勧 め	あ る	聞き手	話し手／なし

また、柏崎 1993 では用例判定において、下記 (2) を“勧め表現”の項目に入れると述べている (p.18)。

- (2) a 「一人称の意志ではない「～(よ)う」：二人称を含んださそいかけ性があるもの
 b 「「～ないか／～ませんか」：さそいかけの表現として定着しているもの

つまり、柏崎 1993 は“さそいかけ”を1つの機能として取り出し
てはいないが、“勧め”の一種として捉えていることが推測できる。

2.2.2 姫野 1997・2009

姫野 1997 は、“受益者”と“決定権者”を分類基準に、“命令的指示”
“恩恵的指示”“依頼”“勧め”という基本4機能を立てている。以下、
姫野 1997 のまとめた表を【表4】に引用する。

【表4】 姫野 1997

	決定権者	
	話し手	聞き手
競合型 (受益者 話し手)	命令的指示	依頼
懇親型 (受益者 聞き手)	恩恵的指示	勧め

(p.173)

姫野 1997 では“勧誘”を“勧め”の一種の変種として捉えている。“勧め”
を“行為者”の軸で下位区分し、“行為者”が“話し手+聞き手”
の場合のみが“勧誘”であると述べている。そして“勧誘”の“受益者”
について、以下のように指摘している。

(3) “勧誘”の“受益者”に関する姫野 1997 の主張

話し手の利益のために勧誘を行うことは難しいと考え、勧誘の
受益者は基本的に聞き手（ある場合には話し手+聞き手）」と
捉えたい。(姫野 1997 : 174)

姫野 2009 も、姫野 1997 とほぼ一致した枠組みを提示している。“受
益者”“決定権者”を基準に、「行為者が聞き手のみ」である場合の“行

為指示型発話行為”を、以下のようにまとめている。【表5】に引用する。

【表5】 姫野 2009
(行為者が聞き手のみである行為指示型発話行為の分類基準)

		決定権者	
		聞き手	話し手
受益者	話し手	依頼	話し手利益指示
	聞き手	勧め	聞き手利益指示

(p.58)

また、“勧誘”について、姫野 2009 も姫野 1997 同様、「話し手と聞き手の共同行為」の場合を“勧誘”の特徴として捉えているが、位置づけにおいて姫野 1997 とは異なった見解を示している。姫野 1997 では“勧誘”を“勧め”の下位分類として捉え、“勧め”の下に“行為者”の軸を設けているが、姫野 2009 では“勧誘”を“勧め”の下位分類として捉えていない。行為者が「話し手+聞き手」であるという特徴を持った、独立した機能として捉えている。“勧誘”の“受益者”と“決定権者”に関しては以下のように論じている。

- (4) “勧誘”の“受益者”と“決定権者”に関する姫野 2009 の主張
 勧誘の受益者は話し手・聞き手の両者であることが基本であるため、受益者による下位区分は行わず、また共同行為であるために決定権者も話し手か聞き手のどちらか一方と規定できないことが多いため、勧誘は一種類の発話行為として取り扱う。

(姫野 2009 : 58)

2.2.3 日本語記述文法研究会 2003

日本語記述文法研究会 2003 では、行為の実行に関わる機能を、“行

為者”が誰かによって“意志”“勧誘”“行為要求”の3つに分類している。「話し手の行為の実行を表すもの」が“意志”、「話し手の行為の実行を前提として、聞き手に行為の実行を求めるもの」が“勧誘”、「聞き手に行為の実行を求めるもの」が“行為要求”であると定義している。本稿で言う行為要求表現は、「聞き手に行為の実行を求める」ことに焦点を置いたものであるため、“意志”を除いた“勧誘”と“行為要求”両方が含まれることになる。

更に、日本語記述文法研究会 2003 では“行為要求”の下位分類について“命令”“依頼”“許可・勧め・助言”を挙げ、それぞれの特徴について (5) のように述べている。

(5) 日本語記述文法研究会 2003 の捉え方

“命令”： 命令は、上位者が下位者に対して、その行為の実行を強制するという機能である。聞き手にその要求を受け入れるかどうかに対する判断の余地を与えないほど強い強制力をもつ。(p.67)

“依頼”： 行為の実行者である聞き手には、その行為の受諾に関する決定権が与えられる。(p.71)

“許可・勧め・助言”： 許可、勧め、助言は、話し手が聞き手にとって有益な行為の実行を求めるという機能である。聞き手に行為の実行を求める点では命令や依頼と同じであるが、これらが話し手にとって有益な行為の実行を求めるということとは対照的である。(p.76)

日本語記述文法研究会 2003 では“行為者”以外“強制力・決定権”“有益”などの用語を用いてそれぞれの機能の特徴づけているが、それを表にまとめると【表6】のようになる。「—」は「特に言及されていない」

ない」ことを表す。

【表 6】 日本語記述文法研究会 2003

	行為者	受益者	聞き手決定権
命令	聞き手	話し手	無
依頼	聞き手	話し手	有
許可・勧め・助言	聞き手	聞き手	—
勧誘	共同	—	—

【表 6】 から、以下の 3 点が日本語記述文法研究会 2003 の特徴的な捉え方であると言えよう。

- (6) a “命令”の“受益者”を“話し手”に限定している点
- b “許可・勧め・助言”の“決定権”について特に言及がない点
- c “勧誘”の“受益者”“決定権者”について特に言及がない点

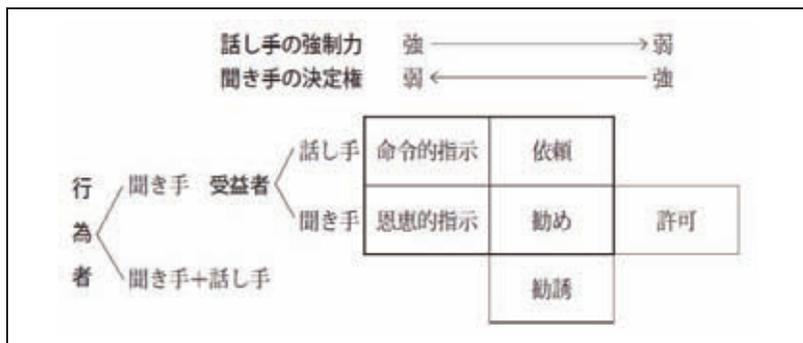
2.3 段階的分類

「段階的」とは、“決定権”及び“受益者”を「多義的」「一義的」のような 2 者選択的な捉え方ではなく、「強弱」の問題として程度的、連続的に捉えることを指す。「段階的分類」を行っている研究には、高梨 2011、熊井 2012 などがある。高梨 2011 は“決定権”を段階的に捉え、姫野 1997 に修正を加えたものであり、熊井 2012 は更に“受益性”を段階的に捉え、高梨 2011 に修正を加えたものである。以下、順に確認する。

高梨 2011 は、“行為要求”という機能について、「聞き手が行為を実現することを（または実現しないこと）を求めたり容認したりする機能 (p.1)」と規定し、日本語教育の観点から分類と枠組みを提案している。その分類は、上記で既に述べたように、姫野 1997 の 4 分類を基本にしなが、若干の変更を加えたものである。その分類を【表

7] に引用する。

【表 7】 高梨 2011 (姫野 1997 を修正)



(p.3)

高梨 2011 では、「行為を発動するかどうかについての聞き手の決定権は、話し手の強制力と相反する関係にあるが、強制力には様々な程度がありうる (p.3)」と述べ、“決定権”を「聞き手と話し手のどちらにあるかの二者選択ではなく、よりどちらが強いかという程度的なもの (p.3)」として考えられている。そして、“許可”と“勧誘”を「典型的な行為要求ではないものの、それに連続するものとして位置づける (p.4)」と主張している。但し、太線で囲まれた部分が基本的な“行為要求”を指し、姫野 1997 の分類と基本的には同じであることを認めている。

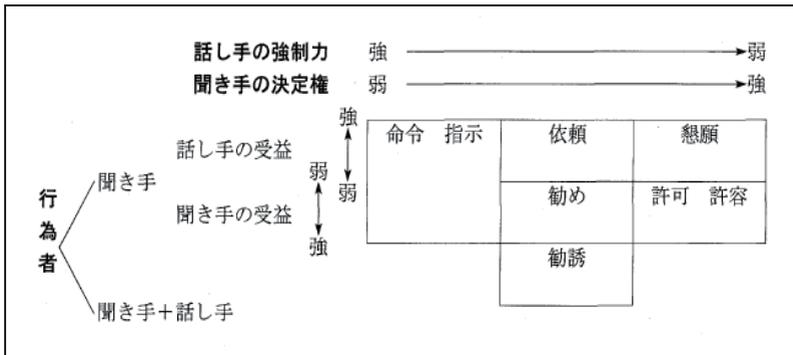
熊井 2012 は、高梨 2011 に更に修正を施している。

熊井 2012 では、確かに“依頼”の場合の“受益者”は話し手、“勧め”の場合の“受益者”は聞き手であるが、“命令的指示”の受益者は話し手、“恩恵的指示”の受益者は聞き手であると言っていいのかという疑問を呈している。そして、

- ① 同じ“命令的指示”の中にも、話し手の受益性が高い場合とそうではない場合があること；
- ② “恩惠的指示”の中にも聞き手が特別な恩恵を被っていないものが存在すること；
- ③ 通常の“指示”の中に、受益性がないものから高いものまで幅があるということ

などの理由から、「話し手受益」「聞き手受益」両方に対して“受益性の強弱”という観点を導入している。そして、“命令”と“指示”を連続的でありながら性質の違うものであると述べ、“命令的指示”“恩惠的指示”という用語を廃棄して“命令”“指示”という用語を区別して用いている。また、“勧誘”の“受益者”に関しては、「聞き手と話し手両方」と捉えている。以下、熊井 2012 の分類と枠組みを【表 8】に引用する。話し手の決定権の弱い“懇願”や“許容”も加えている。

【表 8】 熊井 2012(高梨 2011 を修正)



(p.10)

3 問題点

以上、「多義的分類」「一義的分類」「段階的分類」の3つに分け、

行為要求表現の分類と枠組みを中心に先行研究の議論を概観した。分類の数や名称、同じ名称でもその認定に差異が見られるものの、ほぼ共通している点がある。それは、高梨 2011 でも述べられているように、「行為者」「決定権者」「受益者」という 3 つの要素を軸にして行為要求表現を分類している点である。坂本ほか 1994、蒲谷ほか 2009 では“行動”“決定権”“利益”；柏崎 1993 では“利益負担”と“選択性”；日本語記述文法研究会 2003 では“行為者”“強制力・決定権”“有益”などの用語を用いているが、観点は概ね同一であると言える。

しかし、“一般的”である（姫野 1997・2009 など）とされる「行為者」「決定権者」「受益者」という観点からの行為要求表現の分類と枠組みには、以下のような問題点が指摘できる。

3.1 「行為者」の捉え方

先行研究では、行為要求表現における「行為者」の捉え方において、次のような基準を設けている。

(7) 「行為者」の基準

- a 話し手の行為が含まれない（前提とされない）「聞き手単独行為（聞き手複数の場合も含まれる）」を要求するのか
- b 話し手の行為が含まれる（前提となる）、話し手と聞き手による「共同行為」を要求するのか

ここで先に説明を補足しておこう。

(7b) の「共同行為」と文法形式との対応関係は、主に主語の人称によって表される。「私たち（「我々」、「僕たち」等も同様）」のように、「聞き手を含む一人称複数」が主語になる場合と、話し手の行為を前提として、「あなたも（「君も」「○○さんも」等も同様）」のように「二人称＋も」が主語になる場合がある（安達 1995・2002、日本語記述

文法研究会 2003)。但し、日本語では主語が表面に出されず暗示される傾向が強く、その場合は文の内容によって暗示される主語の人称が決まる（水谷 1985）。

上の議論に戻るが、先行研究では行為要求表現における「共同行為」の場合について、“誘い”（蒲谷ほか 2009），“勧誘”（姫野 1997・2009、日本語記述文法研究会 2003、高梨 2011、熊井 2012）などの名称を用い、それ以外の機能“命令”“依頼”“勧め”などと区別を図っている。“勧誘”の定義の範囲は、先行研究によって差異がみられるものの、「共同行為」の場合を“誘い”“勧誘”に含める点では共通する。

しかし、「共同行為」かどうかという「行為者」の基準は、分類と枠組みにおいて意味があるにしても決定的に重要な要素ではない。その理由として、下記 2 点を挙げる。

理由①：「共同行為」だから必ず“勧誘”“誘い”になるとは限らない。

下記の用例は、話し手と聞き手による「共同行為」か、それとも「聞き手単独行為」かという観点から言えば全て「共同行為」になるが、“勧誘”“誘い”ではない。(8) (9) が「命令」、(10) (11) が「依頼」、(12) (13) が「勧め」になる⁵⁾。

- (8) 明日 8 時に駅前に集合する。
- (9) [座っている席の隣を指さして] あなたもここに座りなさい。
- (10) 今度の会議に君も出席してくれ。

（日本語記述文法研究会 2003：71）

- (11) 一人だと不安なので、一緒に行ってもらえないか。
- (12) あなたも私と一緒に東京へ帰ったらどうや。（高梨 1996：6）
- (13) アトランタにアパートを借りて、暮らしたらどうだろう。ここより物価は高いけれど二人で生活する分には、そんなに広

い場所は必要ないだろうし。 (高梨 1996 : 12)

つまり、“勧誘”“誘い”の機能だけでなく、それ以外の機能である“命令”“依頼”“勧め”などにおいても「共同行為」になる場合がある。これは、「共同行為」は“勧誘”“誘い”だけが持っている特徴ではないことを意味する。従来の研究では、上記のような“命令”“依頼”“勧め”などに対して、「行為者は聞き手のみ」という前提に立っており、そもそも「行為者」という観点からの検討を行っていない。しかし、「行為者」を重要な要素として捉えている以上、これらの用例を対象から外すことはできない。

理由②：“勧誘”“誘い”だから必ず「共同行為」であるとも限らない。

先行研究の中には（日本語記述文法研究会 2003、安達 2002 など）、定義上「共同行為」を“勧誘”“誘い”の特徴として捉えていながら、下記のような「共同行為」とは言いがたい用例を“勧誘”であると主張しているものがある。

(14) そんなとき私は今の監督に、うちのチームに来ないかと誘われた。 (安達 2002 : 25)

(15) 今度遊びに来ませんか。 (日本語記述文法研究会 2003 : 65)

上記の用例は、「共同行為」という規定から解放して考えると、どちらも確かに“勧誘”と捉えたい用例である。日常で言う“勧誘”は、むしろ上記のような用例を指すことが一般的であり、直感的にもこれらを“勧誘”に含めない方が違和感を感じる。

先行研究ではこれらの用例に対して、どちらも「共同行為」という概念を用いて説明を与えようとしている。しかし、用例 (14) におい

て話し手である監督は「チーム」と関わりはあるものの、「チームに来る」という行為を実行したとは考えにくい。また、(15)においても、話し手が「遊びに来る」という行為を実行したとは言えない。「共同行為」という規定からは、どうしても説明に無理があるように思われる⁶。

このように、“勧誘”“誘い”の中には「共同行為」とは言い難い用例が数多く存在する。「共同行為」という規定からは、このような文法上「共同行為でない」ものを“勧誘”“誘い”として捉える理由について、十分な説明を与えることができない。

(16) 理由① 「共同行為」だから必ず“勧誘”“誘い”になるとは限らない

理由② “勧誘”“誘い”だから必ず「共同行為」であるとも限らない

以上の2つの理由から、「共同行為」という特徴は“勧誘”“誘い”の定義において最も重要な、本質的なものではないことが分かる。従って、行為要求表現の分類と枠組みにおいて、「共同行為」か「単独行為」かという「行為者」の基準も、少なくとも決定的に重要な、本質的な観点ではないと言える⁷。「行為者」という要素の有効性、有効範囲について再検討が必要になる。

3.2 「受益者」の捉え方

行為要求表現の分類と枠組みにおいて、先行研究では一貫して「受益者は誰か」という基準を設けている。これは、大まかにいえば、「行為要求」ないし「策動」というものがあれば、必ず誰か（話し手が聞き手）の「利益」を目指している」という考えに基づいたものと考えられる。

しかし、そもそも行為要求だからといって必ず誰かの「利益」になるというふうな、分類上意味を持つ形での「利益」を考える必要があるだろうか。行為への策動がある限り、必ず「利益」を言語学的に見つけようとする事自体に問題があると考えられる。以下、その理由を述べる。

理由①：「命令」は「受益者」と直接関わらない。

“命令”の“受益者”について、先行研究ではその捉え方がまちまちである。前で述べた先行研究でも、既に以下4つの捉え方が挙げられている。

(17) 先行研究における“命令”の“受益者”の捉え方

- a 話し手（日本語記述文法研究会 2003 など）
- b 話し手、または聞き手（柏崎 1993、姫野 1997・2009、高梨 2011 など）
- c 話し手または聞き手、またはどちらでもない（坂本ほか 1994、蒲谷ほか 2009 など）
- d 話し手、または聞き手の受益性の強いものから弱いものまである（熊井 2012 など）

上記から分かるように、先行研究においても「受益者がいない」という可能性についてまったく言及がない訳ではない。(17c)の坂本ほか 1994、蒲谷ほか 2009 などでは“命令”の「受益者」に「話し手／聞き手／なし」と規定しており、受益者が「話し手と聞き手どちらでもない」場合の存在可能性を示している⁸。また、(17d)の熊井 2012 でも“指示”に関して「特別な受益性のないものもある (p.8)」と述べており、“命令・指示”は「話し手受益」「聞き手受益」両方におい

て、受益性が低い場合から高い場合まで幅があると主張している。これらの主張からも窺えるように、「命令」は「受益者」と直接関わらない。

(18) 8時までには帰宅しなさい。

用例(18)のような「命令」表現は、誰かの「利益」になるから「命令」しているというふうには、言語学的に考える意味があまりないのではないかと考える。つまり、「命令」という行為要求表現において、“受益者”という要素は言語学的に特に意味を持たない。

理由②：「勧め」においても「受益者」は決定的な要素ではない。

従来の多くの研究では、“勧め”と“依頼”の違いを“受益者”に求めており、“勧め”の定義を“聞き手利益”と捉える傾向にある(姫野 1997、日本語記述文法研究会 2003 など)。そして、「たら?」「といい」「ほうがいい」などの評価のモダリティ形式が“勧め”を表す理由について、「聞き手にとって望ましい」「聞き手にとって有益である」などと説明しており、評価のモダリティ形式が“勧め”を表す理由を“聞き手利益”に求めている。

しかし、下記の用例は“受益者”が“聞き手”であるとは言い難い。

(19) 田中さんは今大変困っているようなので、ちょっと助けてあげたらどう?

(20) 田中さんは今大変困っているようなので、ちょっと助けてあげたほうがいい。

(19) (20) は、話し手が聞き手に第三者である「田中さん」を助け

ることを「勧める」表現であるが、「てあげる」という表現形式との共起からも分かるように、受益者が「聞き手」であるとは考えにくい。先行研究で述べる「聞き手利益」という概念では、このような聞き手が受益者とは言い難い用例について説明しがたい。

また、「勧め」には「必ず利益がある」とは限らないような、単なる「事柄、事態の妥当性」「事態の実現の望ましさ」を述べるものもある。

- (21) 会計は専門の業者に委託してしまったらどう？
- (22) 会計は専門の業者に委託したほうがいい。

(21) は、話し手が聞き手に「会計を専門の業者に委託する」ことを単なる1つの案として提示することによって、また(22) は「会計を専門の業者に委託する」ことが望ましいと述べることによって結果的に「勧め」の意味になるものである⁹⁾。これらは、「聞き手利益」とは直接関わらない。「聞き手利益」かどうかは、結果的に語用論的条件によって決まる。

- (23) [体調悪そうな人に] 君は今日早めに帰ったほうがいい。
- (24) [これから秘密会議があるから] 君は今日早めに帰ったほうがいい。

用例(23)(24) は、どちらも「聞き手に早めに帰るよう勧める」表現であるが、文脈から確認できるように、(23) は「聞き手利益」と考えられるが、(24) は「聞き手利益」ではなく、単なる「事態としての望ましさ」を述べるものである。このように、「聞き手利益」かどうかは語用論的条件によって決まるものであり、「勧め」表現における最も重要な概念ではない。

以上のことから分かるように、現代日本語において「聞き手利益」は重要ではあるが、「話し手利益」と同等のように捉えないほうがよい。「話し手利益」でなければ「聞き手利益」であると考えるのは言い過ぎであり、「聞き手に利益がある」というのが分類上意味を持つと考えるのも言い過ぎである。用例(25)からも分かるように、「話し手利益」の場合は授受・恩恵の表出が文法に組み込まれており、文法的に必須であるが、(26)のように「聞き手利益」に関してはそうではない。あくまでも語用論的な問題である。

(25) *彼が私を候補者に推薦したんだ。(推薦してくれたんだ。)

(26) 私が君を候補者に推薦したんだ。(推薦してあげたんだ)

理由③：「勧誘」も「受益者」と直接関わらない。

“勧誘”“誘い”の“受益者”に関する先行研究の捉え方をまとめると、以下のようなになる。

(27) 先行研究における“勧誘”の“受益者”の捉え方

- a 基本的に聞き手、ある場合には話し手と聞き手（姫野 1997 など）
- b 話し手と聞き手（蒲谷ほか 2009、姫野 2009 など）
- c 話し手と聞き手、または聞き手、または話し手（坂本ほか 1994 など）

上記の(27c)からも窺えるように、「勧誘」も「受益者」と直接関わらない。話し手と聞き手の「共同行為」の場合、「受益者」は、(28)のような「話し手と聞き手」の場合のみならず、(29)のように話し手と聞き手以外の「第三者」が「受益者」（話し手と聞き手は「共同

与益者」)になる場合もある。

- (28) {私たちも／あなたも} 手伝ってもらいましょう。
 (29) {私たちも／あなたも一緒に} 手伝ってあげましょう。

また、「聞き手単独行為」の場合、「受益者」は語用論的条件によって決まる。下記用例 (30) ~ (32) は、いずれも聞き手に「家に来るように誘う」表現であるが、文脈から確認できるように、(30) は「受益者」が「話し手」、(31) は「聞き手」、(32) は話し手と聞き手以外の「第三者」になる。

- (30) [わたし一人で寂しいから] 家に来ないか。
 (31) [あなた一人で寂しかったら] 家に来ないか。
 (32) [そこにいると彼らの邪魔になるから] 家に来ないか。

以上の3つの理由：

- (33) 理由① 「命令」は「受益者」と直接関わらない
 理由② 「勧め」においても「受益者」は決定的な要素ではない
 理由③ 「勧誘」も「受益者」と直接関わらない

から確認されるように、「受益者が誰か」で意味を持つのは「依頼」だけであり、ローカルなものに過ぎず、「命令」「勧め」「勧誘」においてはそれほど重要な概念ではない。現代日本語の「依頼」においては「授受表現」が必須になるが、「命令」「勧め」「勧誘」などそれ以外の場合には「受益者」はあまり問題にならない。従来の研究では、「利益は絶対にある」という前提に立ち、枠組みを立てているが、現代日本語には「依頼」のように「利益を必ず入れないといけない」表現と、

「利益はあってもなくてもよい」という表現があり、その場合は「受益者」は誰でも構わない。「受益者」がだれかは、語用論的条件によって決まるものである。「受益者」を行為要求表現の分類と枠組み全体に関わるものとして取り入れることに問題があるのである。

4 まとめ

本稿では、従来の研究における現代日本語行為要求表現の分類と枠組みを概観し、「行為者」「決定権者」「受益者」という3つの要素を軸にしている点で共通することを述べた。そして、各機能の定義に反する用例が数多く存在することを示し、先行研究における行為要求表現の分類と枠組みにおいて、「行為者」「受益者」の捉え方に問題があることを指摘した。

本稿で明らかにされた行為要求表現の分類と枠組みについてのこの問題点は、今後「話し手の聞き手意志に対する配慮」「共同意志形成」という概念を用いて修正・再構成することによって解決される、という見込みがある。この点については、近日別稿で明らかにしたい。

[注]

- *1 「行為要求表現」とは「行動としての応答を求めることに重点が置かれる表現（国立国語研究所 1960：108）」のことを指す。「行為要求表現（日本語記述文法研究会 2003、高梨 2011、熊井 2012）」という用語のほかにも、「命令的表現（国立国語研究所 1960・1963）」「働きかけの表現（仁田 1991）」「行動展開表現（坂本ほか 1994、蒲谷ほか 2009）」「行為指示型発話行為（姫野 1997・2009）」「命令・依頼の表現（王 2005）、命令・依頼のモダリティ（安達 2002）」「行動要求表現（柏崎 1993、王 2005）」「行動指示表現（岡本 2001）」「行為指示型表現（柏崎 1993）」など、先行研究では様々な用語が多数用いられている。また同じ用語でも、研究者によって扱われる意味の範囲が異なっているものがある。本稿では、用語及び意味の範囲の差異による煩雑さを避けるため、「行為要求表現」という呼称に統一し、国立国語研究所 1960 の定義を援用する。なお、先行研究から用語を引用する場合、本稿で用いる用語と

の区別を図るため、“ ”で示す。

- *2 「多義的分類」の定義の内容においては、姫野 1997 を参照している。姫野 1997 では「多義的分類」（坂本ほか 1994 など）の問題点を指摘し、【表 4】のような「一義的分類」を提案している。
- *3 坂本ほか 1994 では、A（相手）、J（自分）、AJ（両者）、O（どちらでもない）などの記号で示しているが、用語を統一したほうがほかの研究と比べる際に分かりやすいと判断し、【表 1】では「聞き手」「話し手」「共同」「なし」で表記した。
- *4 姫野 1997 では、柏崎 1993 が「一義的分類」になっていないと批判しているが、本稿では 1 つの機能カテゴリーが相互排他的に捉えられていると考え、「一義的分類」に含める。
- *5 高梨 1996 では用例（13）を“共同行為の提案”であるとし、“行為者に話し手が含まれる”場合を“勧め”から外しているが、本稿では「勧め」に含める。なぜなら、「行為者」という観点を除けば、「聞き手単独行為」の場合と意味的な差異があまり感じられないからである。
- *6 （14）（15）のようなタイプの例文については、金 2013 でも言及した。“勧誘”の定義は金 2013 を参照されたい。
- *7 「共同行為」のほうが「共同意志を形成しやすい」という傾向はあり、重要な場合もあるが、本質ではない。
- *8 「受益者が他者（第三者）」の場合を排除してないので、厳密に言えば「受益者がいない」と少し意味が異なるかもしれない。
- *9 高梨 1996 では、（21）（22）のような“行為者が不特定多数”の場合を“不特定多数への提唱”とでもいうべき用法であるとし、“勧め”から外しているが、本稿では「勧め」として捉える。理由は、用例（13）を「勧め」として捉える理由と同様である。（注 *5 参照）

参考文献

- 安達太郎（1995）「シナイカとシヨウとシヨウカ——勧誘文——」宮島達夫・仁田義雄（編）『日本語類義表現の文法（上）単文編』くろしお出版。
- 安達太郎（2002）『新日本語文法選書 4 モダリティ』くろしお出版。
- 王志英（2005）『命令・依頼の表現——日本語・中国語の対照研究——』勉誠出版。
- 岡本真一郎（2001）「行動指示表現の状況的使い分け——受益対象と話し手の関与の影響——」『日本語教育』109, 日本語教育学会。

- 柏崎雅世 (1993) 『日本語における行為指示型表現の機能——「お～／～てください」「～てくれ」「～て」およびその疑問・否定疑問形について——』くろしお出版.
- 蒲谷宏・金東奎・高木美嘉 (2009) 『敬語表現ハンドブック』大修館書店.
- 金玉英 (2013) 「「勧誘」の定義をめぐる——「We」の形成」の観点から——」『筑波日本語研究』第 17 号, 筑波大学人文社会科学研究所日本語学研究室.
- 熊井浩子 (2012) 「行為要求表現について——V テモラッテイイカを中心に——」『静岡大学国際交流センター紀要』6, 静岡大学国際交流センター.
- 国立国語研究所 (1960) 『話しことばの文型 (1) ——対話資料による研究——』秀英出版.
- 国立国語研究所 (1963) 『話しことばの文型 (2) ——独話資料による研究——』秀英出版.
- 坂本恵・川口義一・蒲谷宏 (1994) 「「行動展開表現」について——待遇表現教育のための基礎的考察——」『日本語教育』82, 日本語教育学会.
- 高梨信乃 (1996) 「条件接続形式を用いた<勧め>表現——シタライイ、シタラ、シタラドウ——」『現代日本語研究』3, 大阪大学現代日本語学講座.
- 高梨信乃 (2011) 「行為要求について——日本語教育における問題——」『神戸大学留学生センター紀要』17, 神戸大学留学生センター.
- 仁田義雄 (1991) 『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房.
- 仁田義雄 (2014) 「モダリティとしての命令表現」『日本語学』33 (4), 明治書院.
- 日本語記述文法研究会編 (2003) 『現代日本語文法 4 第 8 部 モダリティ』くろしお出版.
- 姫野伴子 (1997) 「行為指示型発話行為の機能と形式」『埼玉大学紀要』33 (1), 埼玉大学教養学部.
- 姫野伴子 (2009) 「行為指示型表現に対する母語話者と学習者の適切性判断」『明治大学国際日本学研究』1 (1), 明治大学国際日本学部.
- 水谷信子 (1985) 『日英比較 話しことばの文法』くろしお出版.